則支配に有」之と。 近の奉書に如」たあり。 金屋共或は天秤屋とも稱し、此の後蠟燭座を勤めけるに依 動。金屋彥四郎同六年銀座被,仰付、吹座後藤次右衞門相勤、 つて蠟燭屋彦四郎とも呼べりと。寛永十二年十一月稻葉左 次郎兵衛 元和五年 初而 銀座被,仰付、其節吹座後 藤齋次相 或は云ふ。此の時銀座を勤むるに依つて

も、定而可、入。御耳・候。可。心安・候。猶田屋吉兵衞口上に可。 左右拙者方より以,書狀,申候。中にも一康精に入候衆之儀 何れも馳走之旨、御滿足之由に候。委曲堀三郎兵衛殿迄、 其元町衆に、當家御三代 初而御無心被,仰遣,處、 不能細筆候。恐々謹言。

十一月四日

越前屋孫兵衛殿 秤屋彥四郎殿 前屋宗壽殿 や徳施殿 や宗仁 殿

天秤屋次郎兵衛殿

左 近

> 郎道惠在役中、 永勘解山左衛門之披露狀に。 城釆女殿甚右衛門被。召連、右之段被、達候處、 様、少將樣より被。仰出、翌廿一年中納言樣御歸國之上、宮 日彦四郎病死之處、月迫之儀候へば、忌も無構其儘相勤候 瀬五郎右衞門殿より、御兩殿之御聽へ被、達、其內同月十五 儀不器量者故、跡役被,仰付,候而も不,可,然旨奉,願、其趣長 元祿三年銀座之儀金屋丈仁へ尋に付き答書に云ふ。父彦四 様被||仰出、名も彦四郎と御改被|成。とあり。金澤町奉行富 寬永廿年十二月大病に付、無而忰甚右衞門 親同事相勤候

忝奉,存致。何公,上申候。以上。 身煩罷在候に付名代上申候。彥四郎儀者重而銀座被』仰付、 右兩人之內孫兵衛儀、 こんぎり 五枚 三十 今度銀座被前仰付、忝奉、存旨申上、 金澤町越前屋孫兵衛 金澤町蠟燭屋彥四郎

三月十一日 富永勘解由左衛門

野 藤左衛門殿

戶

納し、殊に鷲津屋某と共に高岡町年寄を勤め、金澤袋町に 身は高岡に居て、 際まで數代袋町に居邸を構へ、高岡にも連綿せしとぞ。 て、近江町の魚市場創業の者なりといひ傳へたり。廢藩の ば近江町へ移轉せし事など、皆新保屋次郎右衛門が發起に 市場を立て、近江町の穴に御菜用の魚鳥を貯へ、後市場を の如く、金澤と高岡と兩籍の者なりしと云ふ。又昔袋町に は妻子を置きて、加州諸浦の魚鳥を取扱ひ、實に一人兩名 越中諸浦の魚鳥を運送して、 庭口錢を收

O成田蒼虬舊即

芭蕉堂と呼べり。 居住せし頃、芭蕉堂といへり。 袋町橋の近邊、南側 小路の奥なる小家也。俳人成田蒼虬の 故に今に至り、 右小家をば

〇成田蒼虬傳

槐庵馬来の門に入り、 ぎて京都芭蕉堂に寓居せり。故に金澤の居宅をも芭蕉堂と 機ぎて、袋町の邸地に居住すといへども、 蒼虬は藩士成田某の男にて、故ありて流浪人と成 べりとぞ。文政十二年古郷へ歸り、 俳諧の奥義を究め、 蔵暮の句。 闌更の南無庵を 後闌更の跡を織 6 俳人

兼勤命ぜらる。 右は承應三年八月彦四郎銀座を命ぜられ、翌明暦元年銀座 彦四郎と稱し、 彦四郎の子孫、 る故に、其の地面より吹糟を掘出す事ありといへり。 孫兵衞は上堤町に居住し、各居宅にて金銀貨幣を吹立てけ をも所々へ移轉すといへり 柄なりしかど、廢藩の後は稍、零落して、今は其の子孫住所 の頃彦四郎は下堤町なる元蠟燭座の家に居住し、越前屋 是より後に町年寄或は銀座等を勤め、代々 且此の頃蠟燭座をも兼帶せり。或は云ふ。 藩侯へ定目見の家柄町人にて、格別なる家 さて

O新保屋次郎右衛門邸跡

姿町に居住し、實に當町にての舊家の一人なりしかど、 新保屋は石川次郎右衛門とも呼べり。此の者舊藩國初以來 藩の際退去せり。 麼

O新保屋次郎右衛門傳話

舊傳に云ふ。次郎右衞門は、 菜用の魚鳥等の用向を承り調達する故、 魚鳥等をば取扱ひける故に、利長卿高岡御在城の頃、 御膳用も承りけるに依つて、 舊藩國初以來藩侯の御膳所御 高岡にも居宅を設け、 諸浦より運送せる 高岡 共の